

いじめ防止基本方針

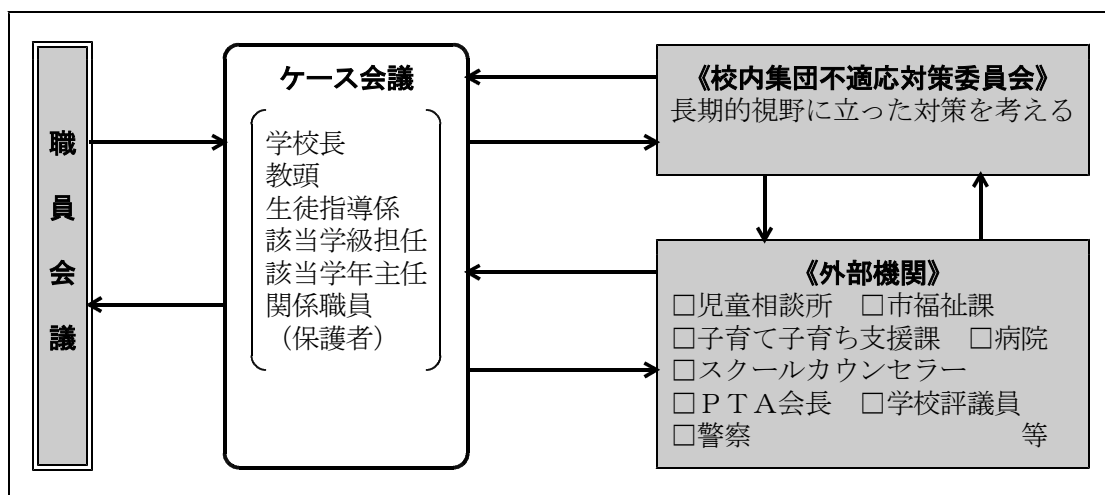
上田市立西小学校

1 いじめの早期発見・早期対応について

(1)いじめは「どの子にも、どの学校にも起こりうる」問題であることを十分認識し、学校における相談機能を発揮し、児童の悩みを積極的に受け取ることのできる相談体制を整備する。

本校における対応

- ① 1学期末に実施する全児童との「相談週間」について
 - ・事前にアンケート調査を実施し、気になる記述等について把握した上で相談を実施する。
 - ・気になる内容については、詳細を聴き取り、関係者で早期に対応する。
- ② 「いじめにかかわるアンケート」を年1回（必要に応じて複数回）実施する。
 - ・学級担任だけでなく学年体制で直ちに分析を行い、結果を職員会で共有する。
 - ・少しでも気になるアンケート結果が出た場合には、学年体制・学校体制を組み、早急に対応する。
- ③ 日頃から児童の状況把握に努める。欠席状況については養護教諭が毎日集計し、学校長・教頭が報告を受け気になる欠席については次のように対応する。
 - ・欠席した児童については、放課後電話を入れ体調や家庭での様子を聞く。
 - ・何らかの理由で3日欠席が続いた場合には、養護教諭・担任・教頭で対応について話し合い対応する。担任は家庭訪問をする。



※深刻な問題に発展した場合には、関係職員により「校内集団不適応対策委員会」を編成し、ケース会議等を行いながら、解決の方策を探る。ケース会議にて外部機関との連携も視野に入れる。

(2)学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する。事実関係の究明にあたっては、事実の把握を正確かつ迅速に行う。

本校における対応

- ① 毎回の職員会議や教務学年主任会で、児童理解をまず最初に位置づけ、児童の状況を把握する。問題と思われる事案については関係者を集め、早期に対応する。
- ② 問題と思われる事案については、「集団不適応対策委員会」を開き、関係者及び、関係諸機関において対応する。
- ③ 全職員の共通理解のもと、個々の児童の実態を複数の目で見合い、情報交換することを通して、指導の方向を明確にしていく。

- (3)いじめが発生したときは、学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む姿勢を大切にする。また、教育委員会と連携して対処する。

本校における対応

- ①特に保護者の訴えについては、「まずしっかり聞く」姿勢を大切にする。
場合によっては、教頭も当該学級担任等と一緒に対応する。
②教育委員会をはじめとした外部機関との連携については、校長の指示のもと、教頭が窓口となる。

- (4)学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。

本校における対応

- ①年度当初より、「学校だより」「学年通信」「学級通信」等の通信やPTA総会等において、上記のような対応について公表していく。
②本校における「相談窓口」（相談室・保健室・校長室・職員室）についても、周知徹底していく。

- (5)年に数回、いじめや差別について考える研修会を持つ。

2 いじめを許さない指導について

いじめを許さない学校としていくために、児童の友人関係の基本となる学級経営を大切に考えていく。本校においては、以下のように指導・支援を行い、毎日の学級づくりに取り組む。

(1) 道徳教育の充実

各学年の指導目標に基づき、各学年の発達段階を大切に資料や学習の展開を工夫して授業を行う。

(2) 人権同和教育の充実

1～3学年 《いじめや差別に気づき、許さない態度を持つ。》

4～6学年 《いじめや差別・偏見に気づき、解消のために自らはたらきかけようとする。》

○なかよし週間（6月）、なかよし月間の実施（11月）

- ・いじめや差別についての事前アンケート調査（6月）
- ・人権同和教育集中授業（11月）
- ・校長講話（6月、11月）
- ・学級懇談会での学習会（7月）、人権教育授業参観と学級懇談会（11月）
- ・人権作文や標語等を市教委主催の人権啓発作品公募へ応募

3 いじめの理解について

(1)「いじめ」とは何か

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が申告な苦痛を感じているもの。起こった場所は、学校の内外を問わない。

(2)いじめの早期発見チェックポイント

- 遅刻・欠席が増える。
- 遅刻ギリギリの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむき加減。
- 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える。
- 授業中、正しい答えを冷やかされる。
- 筆圧が弱くなる。
- 休み時間はトイレに閉じこもったり、遅れて教室に入ってくる。
- 物が壊れたり、事件が起きると、その子のせいにされる。
- イスや机が壊されたり、机などに落書きをされる。
- 特定の子の靴が隠されたりする。
- 正しい意見なのに「へー」などど野次がとんだり、その意見がなぜか指示されない。
- 用事もないのに、職員室や保健室へ来たり、うろうろする。
- その子を誉めると、クラスの子どもたちがあざけたり、しらけたりする・
- 「誰かやってくれないか」と聞くと、特定の子の名前がふざけ半分でいつも出てくる。
- 今までのグループからはずれて一人ぼつんとし、沈みがちになる。
- 人のいやがるあだ名をつけて呼ぶ。
- 急いで一人で帰宅する。
- 教材費等の提出が遅れる。
- 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。

4 いじめの早期対応で心がけること

(1)いじめられている児童には

いじめられている児童本人の訴えを本気になって傾聴し、教師は絶対的な味方として本人に寄り添い、対応する。

- ①受容→つらさや悔しさを十分に受け止める。(傾聴の姿勢)
 - ②安心→具体的な支援内容を示す。(教師は絶対的な味方)
 - ③自信→良い点を認め励まし、自信を与える。
 - ④回復→人間関係の確立を目指す。(交友関係の醸成)
 - ⑤成長→自己理解を深め、改善点を克服する。(自立の支援)
- ※心理的ケアを十分に行う

(2)いじている児童には

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく。

- ①確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
(はっきり確認がとれるまでは、頭ごなしに決めつけない)
- ②傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞く。(受容的態度)
- ③内省→いじめられている児童のつらさに気づかせる。
(いじめは絶対に行けないことの指導)
- ④処遇→課題解決のための援助を行う。(いじめのエネルギーの善用を図る)
- ①回復→役割体験等を通じて所属感を高める。(成長への信頼)

(3)いじめられている児童の保護者には

早急に、事実を正確に伝え、児童を守る姿勢を伝え、今後の対応への理解を図る。

- ①いじめの事実を正確に伝える。
- ②学校はいじめられている児童を守る、という姿勢を示す。
- ③信頼関係を構築する。→不用意な発言はしない
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」という認識に欠ける発言
 - ・児童についての理解不足の発言
 - ・「被害者保護優先」を無視した発言
 - ・自己防衛的な発言
 - ・具体性のない発言
 - ・被害者の痛みに共感を示さない発言
- ④家庭との連絡を密にとる→被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼
- ⑤被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。

(4)いじめている児童の保護者には

早急に、いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導や助言をし、保護者の協力を得る。

- ①事実をきちんと伝える。
- ②保護者の心情を理解する。(怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安など)
- ③具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

(5)学級・学年児童には

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を学級に示す。

- ①具体的事実に基づいて話し合う。(当事者の了解・配慮)
- ②いじめられた児童に共感させ、いじめた生徒も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- ③傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④いじめの行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級を目指す。
- ⑤意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。
 - ※学級での話し合いの進め方
 - ・事実と問題の明確化・・・いじめは許されない行為である
 - ・冷静な解決の模索・・・生活の振り返り、自己内省
 - ・行動指針の発見・・・内省による具体的な行動、人権意識の育成
- ⑥連帯感の育成、人間関係づくり(自己存在感)

(6)関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん、各関係機関との連携を図る。

- ①校内集団不適応対策委員会を中心に、教育委員会の指導をうける。
- ②学校・家庭・関係機関(相談機関・警察等)との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認をしておく。